

書籍をご購入いただいたみなさまへ

大原出版株式会社

## 【改訂表】2022年対策 読めばわかる！社労士テキスト

平素よりご愛顧いただき誠にありがとうございます。

法改正の影響により、本書の記載内容に改訂が生じております。

ご購入いただいたみなさまには大変お手数をおかけいたしますが、下記該当書籍及び改訂箇所をご確認のうえ、ご使用いただきますようお願い申し上げます。

## 該当書籍

2022年対策 読めばわかる！社労士テキスト（2021年8月23日 第5版発行）

ISBN 978-4-86486-868-6

第1部 労働関係科目				
科目	ページ	該当箇所	改訂前	改訂後
労基	69	①保護の対象者	労基別紙1に変更をお願いします。	
労災	176	最低保障額	支給対象者1は73,090円 支給対象者2は36,500円	支給対象者1は75,290円 支給対象者2は37,600円
	176	具体例	最低保障：73,090円	最低保障：75,290円
	188	②自動変更対象額（最低保障額）	令和元年8月1日以後の自動変更対象額は、3,970円	令和3年8月1日以後の自動変更対象額は、3,940円
	190	年齢階層別の最低・最高限度額（抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳未満（最低限度額）5,081円（最高限度額）13,384円</li> <li>70歳以上（最低限度額）3,970円（最高限度額）13,384円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>20歳未満（最低限度額）4,941円（最高限度額）12,957円</li> <li>70歳以上（最低限度額）3,940円（最高限度額）12,957円</li> </ul>
	204	一人親方等・特定作業従事者	<p>特別加入者の範囲にフードデリバリー配達員（一人親方等）、あん摩マツサージ指圧師等（一人親方等）、ITフリーランス（特定作業従事者）が追加されました。具体的には以下に該当する場合に特別加入の対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車を使用して行う旅客若しくは貨物の運送の事業又は原動機付自転車若しくは自転車を使用して行う貨物の運送の事業</li> <li>あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づくあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師が行う事業</li> <li>情報処理システムの設計等の情報処理に係る作業に従事する者</li> </ul>	
207	発展※8	所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したとき又は厚生労働大臣が番号利用法の規定により当該報告書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、提出を要しないものとされています。	所轄労働基準監督署長があらかじめその必要がないと認めて通知したとき又は厚生労働大臣が住民基本台帳法の規定により当該報告書と同一の内容を含む機構保存本人確認情報の提供を受けることができるとき若しくは番号利用法の規定により当該報告書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、提出を要しないものとされています。	

雇用	234	③賃金日額 の上限額・ 下限額	雇用別紙1に変更をお願いします。		
	235	④基本手当 の日額	雇用別紙2に変更をお願いします。		
	253	⑤高年齢被 保険者の特 例	雇用別紙3の追加をお願いします。		
	271	専門実践教 育訓練に係 るもの	雇用別紙4をご確認ください。		
	275	②教育訓練 支援給付金	雇用別紙5に変更をお願いします。		
	278	支給限度額	支給限度額 (365,055 円)	支給限度額 (360,584 円)	
	285	(2)期間を 定めて雇用 される者	雇用別紙6に変更をお願いします。		
	285	用語※5	みなし被保険者期間とは、育児休業開始日に被保険者でなくなったものとみなして、基本手当に係る被保険者期間の計算方法によって計算した被保険者期間に相当する期間です。	みなし被保険者期間とは、育児休業開始日に被保険者でなくなったものとみなして、基本手当に係る被保険者期間の計算方法によって計算した被保険者期間に相当する期間です。なお、産後休業をした被保険者であって育児休業給付金の支給に係るみなし被保険者期間が12か月に満たない場合は、労働基準法の規定による産前休業を開始した日等から起算して計算します。	
	291	(2)保険給 付費等	雇用別紙7に変更をお願いします。		
	293	発展※7	事業主は、労働者が確認の請求をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとされています。	事業主は、労働者が確認の請求又は高年齢被保険者の特例の申出をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとされています。	
295 296	5	令和4年3月31日	令和7年3月31日		
徴収	317	②雇用保険 率	令和4年度（4月～9月）の雇用保険率は徴収別紙1の通りです。		
労一	415	育児・介護 休業法（⑩ の下）	労一別紙1の追加をお願いします。		

## 第2部 社会保険関係科目

科目	ページ	該当箇所	改訂前	改訂後
健保	54	全体像	健保別紙1に変更をお願いします。	
	56	(3)支給期 間	健保別紙2に変更をお願いします。	
	56	過去問 (H26)	削除	
	59	(2)出産育 児一時金	健保別紙3に変更をお願いします。	
	59	基本※4	双児等分娩の場合には、胎盤数にかかわらず一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて出産育児一時金が支給されます。例えば、双児の場合は40万4	双児等分娩の場合には、胎盤数にかかわらず一産児排出を一分娩と認め、胎児数に応じて出産育児一時金が支給されます。例えば、双児の場合は40万8

			千円×2=80万8千円となります(制度対象分娩の場合は、42万円×2=84万円となる。)	千円×2=81万6千円となります(制度対象分娩の場合は、42万円×2=84万円となる。)
	62	択一式対策 ④	削除	
	84	②資格喪失の事由・時期	健保別紙4の追加をお願いします。	
	85	③標準報酬月額	任意継続被保険者の標準報酬月額は、次のいずれか少ない方の額となります。	原則として、任意継続被保険者の標準報酬額は、次のいずれか少ない方の額となります。
国年	140	(3)保険料額	令和4年度の保険料額は国年別紙1の通りです。	
	173	(4)支給繰上げの際に減額する額	国年別紙2に変更をお願いします。	
	229	発展※8	20歳前障害の障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日(7月31日)までに、指定日前1か月以内に作成された所得状況届及び所定の書類を日本年金機構に提出しなければならないものとされています。	20歳前障害の障害基礎年金の受給権者は、毎年、指定日(9月30日)までに、指定日前1か月以内に作成された所得状況届及び所定の書類を日本年金機構に提出しなければならないものとされています。
厚年	299	(5)支給繰上げの際に減額する額	厚年別紙1に変更をお願いします。	
社一	373	保険料の賦課額	社一別紙1に変更をお願いします。	
	382	(4)保険料	社一別紙2に変更をお願いします。	
	388	イ 傷病手当金	社一別紙3に変更をお願いします。	
	426	③社会保障協定	日・フィンランド社会保障協定が発効されています。 ※令和4年2月1日に効力を生ずる。 ※21番目の社会保障協定となる。	
	427	②支給要件・給付額	月額 5,030 円	月額 5,020 円

労基別紙1

【変更前】

① 保護の対象者



児 童：満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者  
 年 少 者：満18歳未満の者  
 未成年者：満20歳未満の者

【変更後】



※民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されます。これに伴い労働基準法の未成年者は18歳未満となります。

雇用別紙1

離職日における年齢	下限	上限
30歳未満	2,577円	13,520円
30歳以上45歳未満		15,020円
45歳以上60歳未満		16,530円
60歳以上65歳未満		15,770円

雇用別紙2

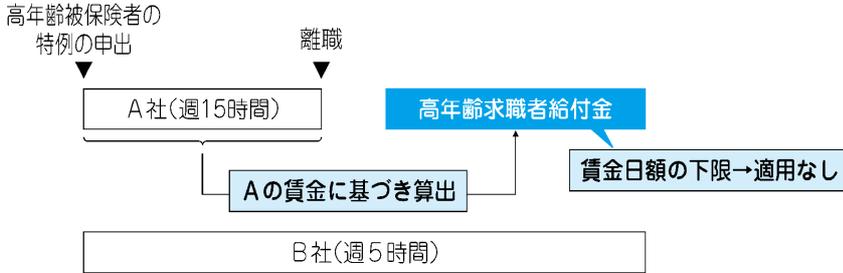
原則		離職日に60歳以上65歳未満	
賃金日額※	基本手当の日額	賃金日額	基本手当の日額
2,577円以上 4,970円未満	賃金日額 ×80/100	2,577円以上 4,970円未満	賃金日額 ×80/100
4,970円以上 12,240円以下	賃金日額 ×80~50/100	4,970円以上 11,000円以下	賃金日額 ×80~45/100
12,240円超	賃金日額 ×50/100	11,000円超	賃金日額 ×45/100

雇用別紙 3

高年齢被保険者の特例により被保険者となった者（特例高年齢被保険者）の高年齢求職者給付金

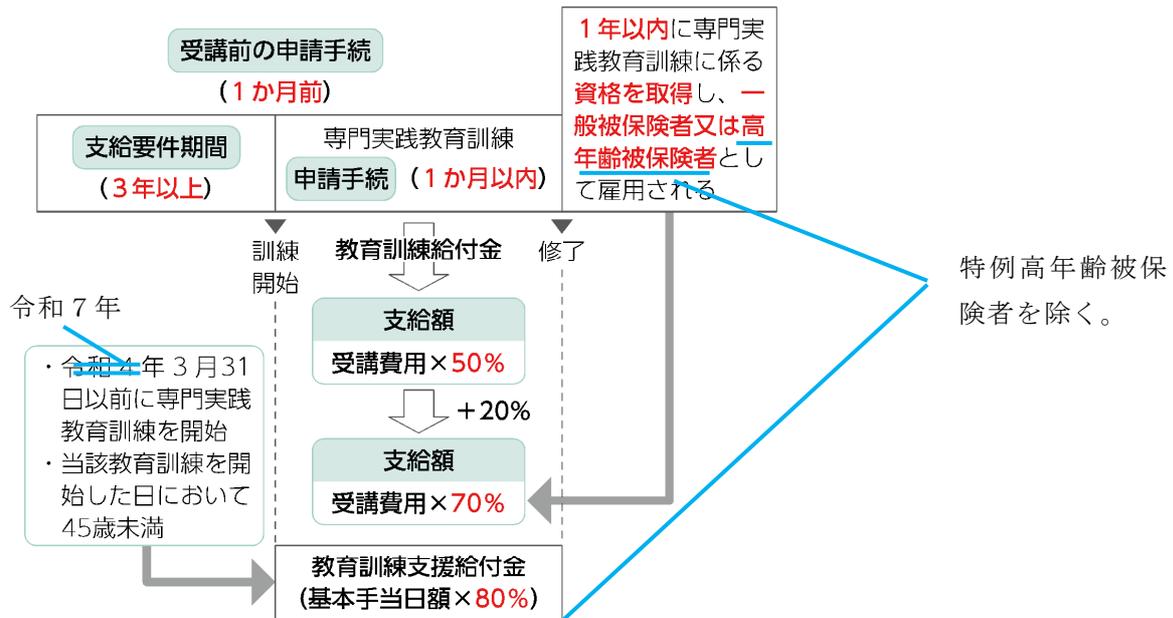
特例高年齢被保険者となった者が、高年齢被保険者の特例の申出に係る適用事業のうちいずれか一の適用事業を離職した場合、賃金日額の算定は「離職した適用事業において支払われた賃金に限り」行うものとし、賃金日額の下限の適用はない。

図解 特例高年齢被保険者



雇用別紙 4

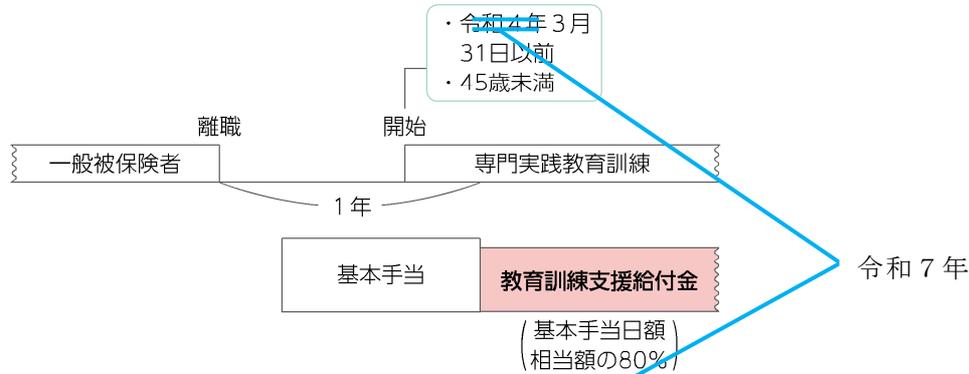
専門実践教育訓練に係るもの



読めばわかる!

専門実践教育訓練に係るものは、受講費用の50%が支給額となりますが、訓練修了後1年以内に一定の資格を取得し、かつ、一般被保険者又は高年齢被保険者の資格を取得した場合は、20%が加算され、合計で70%の支給額となります。

② 教育訓練支援給付金 (法附則11条の2等) 重要度 **B**



🔍 読めばわかる!

教育訓練支援給付金は、専門実践教育訓練の受講を支援するため、受講中の生活を保障するものです。支給対象者は、専門実践教育訓練を開始したのが令和4年3月31日以前で、その訓練を開始した日において45歳未満である者です。

【変更前】

(2) 期間を定めて雇用される者

期間を定めて雇用される者にあつては、次のいずれにも該当する者であること。

- ア その事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者<sup>\*6</sup>
- イ その養育する子が1歳6か月に達する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者

【変更後】

(2) 期間を定めて雇用される者

期間を定めて雇用される者にあつては、その養育する子が1歳6か月（一定の場合は2歳）に達する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することが明らかでない者であること。

雇用別紙 7

【変更前】

給付の種類	原則	当分の間
ア 求職者給付(イウ以外)	1 / 4	左記負担割合の 100分の55 (令和3年度までは 100分の10)
イ 広域延長給付に係る求職者給付	1 / 3	
ウ 日雇労働求職者給付金		
エ 雇用継続給付	1 / 8	
オ 育児休業給付		
カ 職業訓練受講給付金の支給	1 / 2	

【変更後】

1. 求職者給付の負担割合

給付の種類	区分	
	雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合	左記以外の場合
① 求職者給付(②③以外)	1 / 4	1 / 40
② 日雇労働求職者給付金	1 / 3	1 / 30
③ 広域延長給付に係る求職者給付		

(1) 雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合とは

毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する場合をいう。

(2) 上記(1)の政令で定める基準

上記(1)の政令で定める基準は、当該会計年度の前々会計年度において、次のいずれにも該当することとする。

ア 労働保険徴収法第12条第5項に規定する差額を当該会計年度の前々会計年度末における同項に規定する積立金に加減した額が、同項に規定する失業等給付額等に相当する額未満であること。(弾力倍率が1未満であること)

イ 各月の基本手当の支給を受けた受給資格者の数を平均した数が、70万人以上であること。(令15条)

2. 雇用継続給付、育児休業給付及び職業訓練受講給付金の負担割合

給付の種類	本則	法附則による暫定措置	
		当分の間	令和4年度から令和6年度までの各年度
① 雇用継続給付	1 / 8	本則の負担額の55 / 100	本則の負担額の10 / 100 ※1 / 80の国庫負担となる
② 育児休業給付			—
③ 職業訓練受講給付金の支給	1 / 2		

(法附則13条、14条の3)

徴収別紙 1

【令和4年度（4月～9月）の雇用保険率】

	雇用保険率	二事業	失業等給付・育児休業給付・就職支援法事業	
		事業主負担分	被保険者負担分	
一般の事業	9.5/1000	3.5/1000	3.0/1000	3.0/1000
特掲事業	農林水産業	11.5/1000	3.5/1000	4.0/1000
	清酒製造業			
	建設の事業	12.5/1000	4.5/1000	4.0/1000

※農林水産の事業であっても、季節的な事業状況の変動が少ない次の事業については、特例で雇用保険率は1000分の9.5とされている。

- ・ 牛馬育成、酪農、養鶏又は養豚の事業
- ・ 園芸サービスの事業
- ・ 内水面養殖の事業
- ・ 船員法第1条に規定する船員が雇用される事業

労一別紙 1

（改正概要）

- ① 妊娠・出産（本人又は配偶者）の申出をした労働者に対して事業主から個別の制度周知及び休業の取得意向の確認のための措置を講ずることを事業主に義務付けるものとされた。
- ② 育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置を事業主に義務付けるものとされた。



① 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等（法21条）

事業主は、労働者が当該事業主に対し、当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に対して、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに、育児休業申出に係る当該労働者の意向を確認するための面談その他の厚生労働省令で定める措置を講じなければならない。

1. 厚生労働省令で定める事項

- ア 育児休業に関する制度
- イ 育児休業申出の申出先
- ウ 雇用保険法に規定する育児休業給付に関すること。
- エ 労働者が育児休業期間について負担すべき社会保険料の取扱い

② 雇用環境の整備及び雇用管理等に関する措置（法22条）

事業主は、育児休業申出が円滑に行われるようにするため、次のいずれかの措置を講じなければならない。

- ア その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施
- イ 育児休業に関する相談体制の整備
- ウ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置

1. ウ→厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置

厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置は、次のとおりとする。

- ア その雇用する労働者の育児休業の取得に関する事例の収集及びその雇用する労働者に対する当該事例の提供
- イ その雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

健保別紙 1

全体像

ア、イ 療養のために労務に服することができない			傷病手当金 (報酬等との調整あり)
待期	待期	待期	
ウ 連続3日間の待期間			支給期間は、 支給開始から1年6か月
待期3日間については、その日に報酬を受けたか否かを問わず、年次有給休暇として処理された場合でも待期間中に算入される。			

**変更後** 支給期間は、支給を始めた日から通算して1年6か月間

健保別紙 2

(3) 支給期間

同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。  
 ↻ 通算して1年6か月間とする

**試験対策** 傷病手当金が支給された実日数ではなく、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病について支給を開始した日からの暦日数で計算されます。

健保別紙 3

(2) 出産育児一時金<sup>\*2\*3</sup>

妊娠4か月(85日)以上の分娩  
 ↓  
 分娩の理由を問わない

出産育児一時金の支給額(一児につき<sup>\*4</sup>)  
 40万4千円  
 (制度対象分娩の場合、+1万6千円)

産科医療補償制度に加入している分娩機関における一定の出産をいう。

**変更後** 40万8千円  
(制度対象分娩の場合、+1万2千円)

健保別紙 4

任意継続被保険者の資格喪失につき下記が追加されています。

事由	時期
任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、保険者に申し出たとき	申出が受理された日の属する月の末日が到来するに至った日の翌日

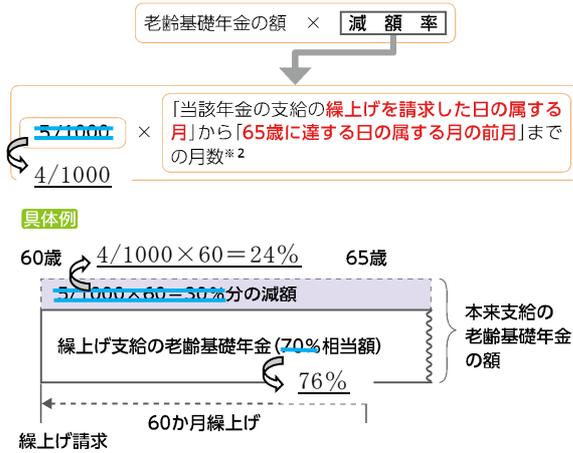
国年別紙 1

$$\begin{array}{c} \boxed{17,000\text{円}} \end{array} \times \begin{array}{c} \boxed{0.976} \end{array} = \begin{array}{c} \boxed{16,590\text{円}} \end{array}$$

↓  
10円未満四捨五入

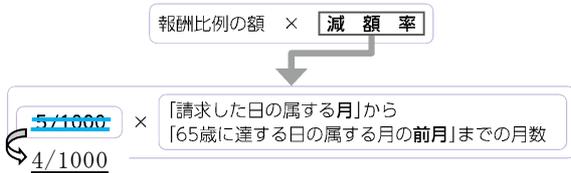
国年別紙 2

(4) 支給繰上げの際に減額する額



厚年別紙 1

(5) 支給繰上げの際に減額する額<sup>\*2</sup>



社一別紙 1

保険料の賦課額 65 万円 20 万円

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- ・基礎賦課額 (63万円を超えることができない)
- ・後期高齢者支援金等賦課額 (19万円を超えることができない)
- ・介護納付金賦課額 (17万円を超えることができない)

(注) 都道府県等が行う国民健康保険に係るものとする。

社一別紙 2

保険料額 (年額) (限度額 64万円) = 均等割額 (被保険者 1 人当たり ○○円) + 所得割額

66 万円

読めばわかる!

66 万円

保険料の賦課額の上限は 64 万円です。保険料額は、被保険者に均等に賦課される均等割額と、被保険者の所得に応じた所得割額の合計額です。

社一別紙 3

イ 傷病手当金

	健康保険	船員保険
支給要件	連続 3 日間の待期間が必要	待期間が必要とされない
支給期間	支給開始後 1 年 6 か月	支給開始後 3 年間

変更後

通算して 1 年 6 か月間

通算して 3 年間